

5 ステップ2 食品の識別

ステップ2では、「①入荷品の識別」に、また、カット・小分け・製造（調理）をする場合には「②製造した製品の識別」に取り組みます。

食品を識別して、問題の商品を見つけやすくしましょう。

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。具体的には、製造ロット（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の製造ロット番号をつけることによって識別が可能になります。

①入荷品の識別

- | | |
|------|---|
| 【内容】 | 入荷した商品のロット（識別単位）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。 |
| 【効果】 | <ul style="list-style-type: none"> ・入荷した商品に問題があったとき、ロット番号を目じるしして、問題の商品を探しやすくなる。 ・入荷した原料や製品の在庫状況を把握しやすくなる。 |

②製造した製品の識別

- | | |
|------|--|
| 【内容】 | 製造した製品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。 |
| 【効果】 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題が発生したとき、製造ロット番号を手がかりに、自社内にある問題のある製品ロットを探し出しやすくなる。また、原因究明の手がかりになる場合もある。 ・出荷先や消費者に対して、問題のある製品の製造ロット番号を知らせ、撤去・回収を呼びかけることができる。 |

小売業においては、ステップ2に取り組むことは基本的に求められませんが、できるだけ入荷品の識別と記録に取り組むことをお勧めします。

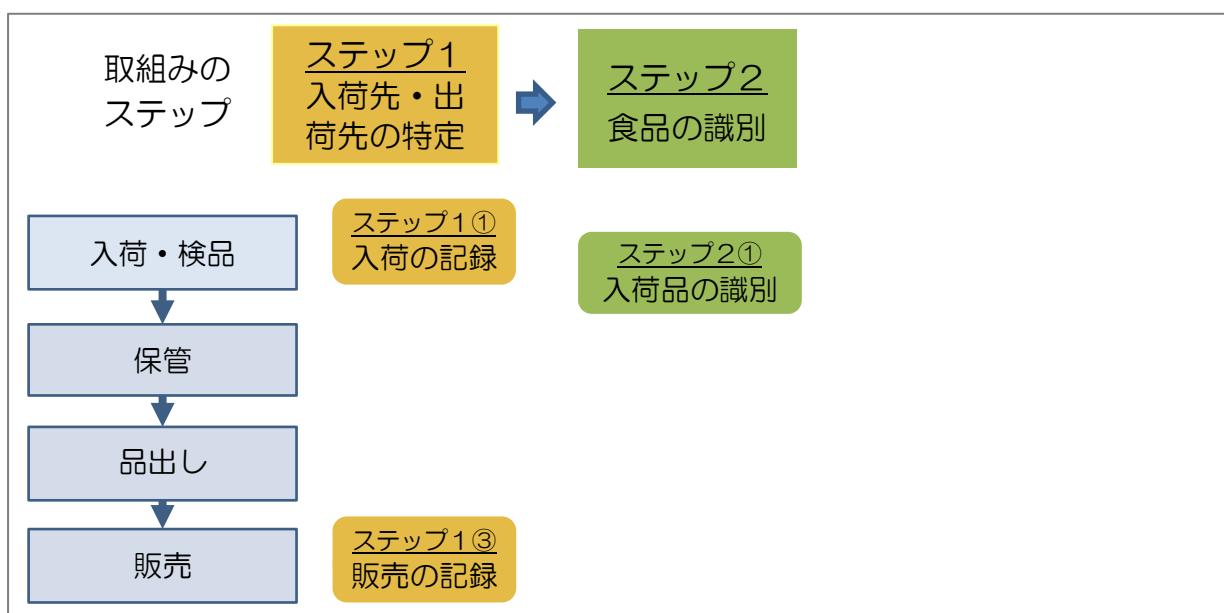
入荷品がすぐに販売される場合でも、入荷品の識別ができていれば、店内において、その所在がロット単位で確認できます。さらには、回収が必要なとき、適確な対応ができる、消費者から信頼が得られます。

小売業において、ステップ2が推奨されるのは、下記の場合です。

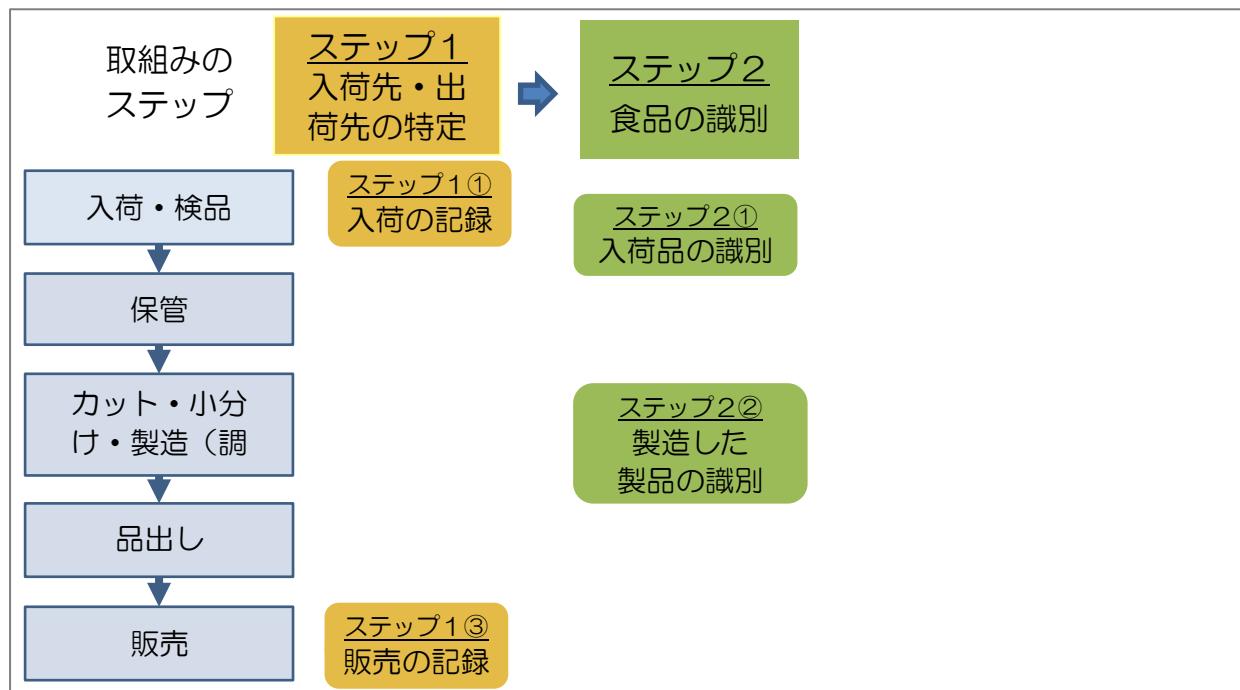
- カット・小分け・製造（調理）している場合
「①入荷品の識別」「②製造した製品の識別」に取り組みましょう。
- 事業者にそのまま出荷している場合（カット・小分け・製造（調理）をしない）
「①入荷品の識別」に取り組みましょう。
- 入荷品を在庫（店舗のバックヤードや倉庫に保管）し、販売している場合
「①入荷品の識別」に取り組みましょう。

図3 小売業の工程における「ステップ2」の取組要素

(1) カット・小分け・製造（調理）がない場合



(2) カット・小分け・製造（調理）がある場合



準備手順

(1) 入荷ロットの定義

どのような条件で入荷
ロットとするか決めましょう

(定義の例)

- ・【入荷日、入荷先、商品種類】が同一
 - ・【 // 、賞味期限】が同一
 - ・【 // 、産地】が同一 等

(2) 入荷ロット番号の割り当てルールの決定

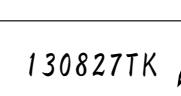
(割り当てルールの例)

どのような番号を割り当てるか決めましょう

(3) 入荷ロット番号の表示方法の決定

(表示方法の例)

どのように番号を表示するか決めましょう



手書



バーコード



ラベル

等

(4) 入荷ロット番号の記録様式の決定

どの様式で記録
するか決めましょう

(記録様式の例)

新左衛門様式を作成

「取組手法編」の様式

… 「取組手法編」
p.3 参照

納品書					№: 12345678
(株) A 食品 様					□○□○□○□○ 地図□○□○ 郵便
平成23年4月1日					
品名	数量	単位	単価	金額	備考
厚切りA	30	Kg	1000	30,000円	
厚切りB	50	Kg	1000	50,000円	
厚切りC	80	Kg	1000	80,000円	
計				18,000円	

(5)記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

作業手順（例）

○入荷ロット番号の作成

【入荷日・入荷先・商品種類・産地】が同一と定義
(生鮮品の例)

例：品名+産地名+入荷日
(文字) (文字) (6桁)
+入荷先記号
(2桁)

キャベツ〇〇県産130827TK

…2013年8月27日に
入荷先TKから入荷した
〇〇県産のキャベツ

○入荷ロット番号の作成

【入荷日・入荷先・商品種類・賞味期限】が同一と定義
(加工食品の例)

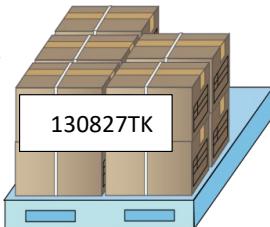
例：商品コード+入荷日
(4桁) (6桁)
+入荷先記号+賞味期限
(2桁) (6桁)

P234-130827-TK-140824

…2013年8月27日に
入荷先TKから入荷した
商品コードP234の商品
賞味期限は2014年8月24日

○入荷ロット番号を表示

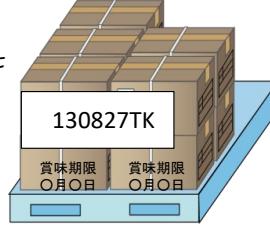
例：手書きラベルを
貼付
(パレット毎に1枚)



(品名、産地名は、外箱の表示を活かす)

○入荷ロット番号を表示

例：手書きラベルを
貼付
(パレット毎に1枚)



(品名と賞味期限は、外箱の表示を活かす)

○入荷記録を記録

例：納品書（「入荷の記録」）
を活かす
(新たな記録はしない)

ロットの定義である
【品名、産地、入荷日、入荷先】が
すでに記載されているため

○新たに様式を作る

例：納品書（「入荷の記録」）
に賞味期限を記入

納品書						
No.12345678						
(株) A食品 様						
2013年8月27日 〇〇市〇〇町〇〇番地 (株)TK食品						
品名	商品コード	数量	単位	単価	金額	備考
品名A	P234	50	kg	100	5,000円	2014.8.24
品名B	P567	50	kg	100	5,000円	2014.8.28
品名C	P890	80	kg	100	8,000円	2014.8.30
計					18,000円	

ロットの定義のうち、【商品種類、入荷日、入荷先】については、すでに記載されているため

○記録を保存する

【「入荷品の識別」の解説】



他の事業者に販売している場合、入荷品を店舗バックヤードや倉庫に在庫保管している場合、カット・小分け・製造（調理）をしている場合に推奨します。

入荷品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 入荷ロットの定義

入荷品をどのような条件で1つの入荷ロットとするか、決めます。

1つの仕入れ先から同時に入荷した、同じ商品種類の入荷品の単位を1つの入荷ロットとするのが基本です。

入荷先がロットを定義し（例えば製造日別、産地別など）、その単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで入荷ロットとします。そうでない場合は、入荷した段階でロットを定義します。

ロットとは、「ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・半製品・製品のまとまり」のことをいいます。

入荷ロットとは、「入荷品をひとまとめにして管理する単位（まとまり）」のことをいいます。

ここで商品種類とは、同じ仕様で生産・製造され、同じ品名で取引される製品のまとまりを指します。生産者・製造者が同一とは限りません。

入荷先のロットを引き継げるのは、具体的には、入荷先のロットが適切に定義され（異なる製造日のものを一緒にしていないなど）、入荷品にロット番号が表示され、かつ入荷先から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている（総論7.2 参照）場合を指します。

食品衛生上のリスクなどを考慮して、より細かい単位で製造ロットを決めてかまいません



One Point!

入荷ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

①食品安全のためのリスク管理をしやすくするためです。同じようなリスクをもつものと一緒にまとめておくことが必要です。そのため「同一の条件」で生産・加工・包装されたものの範囲で、1つの入荷ロットにします。

②自社で小分け・包装・製造（調理）する入荷品は、表示のルールを守るために、小分け・包装・製造（調理）した商品の表示内容に対応して入荷（原料）ロットを形成する必要があります。

(2) 入荷ロット番号の割り当てルールの決定

入荷ロット番号は、入荷ロットごとに1つのロット番号となるようにし、他の入荷ロットと区別できる番号とします。また、(1)で決めたロットの定義の内容を番号で表せるように、以下のように番号の割り当てルールを決めます。

同じ日に、同じ入荷先から入荷した商品を1つのロットとして定義した場合のロット番号は、例えば、

- ・商品コード（または商品名）+入荷日+入荷先

- ・商品コード（または商品名）+入荷日+入荷先+製造日（または、賞味期限・消費期限）

とすることが考えられます。

加工食品などは、すでに製造元でロット番号を付与されている場合があります。そのような場合は、製造元のロット番号を、そのまま入荷ロット番号として使用することもできます。

(3) 入荷ロット番号の表示方法の決定

手書き、ラベル、札など、自社の業務に合わせて、入荷ロットへの入荷ロット番号の表示方法を決めます。

個々の箱・容器に表示しなくても、入荷ロット番号がひと目でわかるように入荷ロットに札を貼る方法でもかまいません。

入荷先が割り当てたロット番号が、表示されていれば、それを利用できます。

また、簡便法ですが、入荷先がいつも同じで、商品名がすでに商品や外箱に表示されていれば、その表示をロット番号の一部とみなし、入荷日だけを新たに表示することもできます。

入荷後、すぐに店頭にならべる場合は、入荷品に入荷ロット番号を表示しなくても構いません。

(4) 入荷ロット番号の記録様式の決定

入荷ロット番号を「入荷の記録」に記録できるようにします。

入荷ロットの決め方によっては、追記の必要がない場合があります。「入荷の記録」は、通常、入荷日・入荷先毎に作成されるので、同一入荷日・入荷先で入荷ロットを定義した場合は、改めて入荷ロット番号を記録しなくとも、どれがその入荷ロットの「入荷の記録」であるかはわかります。

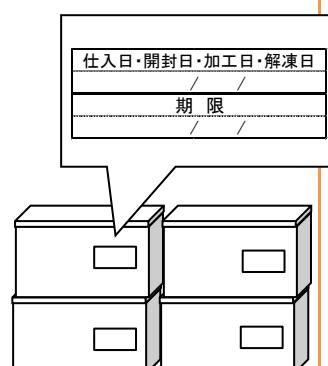
記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p3（様式②-1か②-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

基本

取組事例2：入荷ロット番号の簡便な表示方法

入荷時に、入荷日や保存期限を記したラベルを外箱に貼付すれば、この入荷日や保存期限が簡便な入荷ロット番号になります（その商品の入荷先が1社であり、商品種類が表示されていることが前提）。この場合、同じ入荷日、保存期限日を1ロットと定義していることになります。

入荷した商品のうち、当日品出しするもの以外は、冷蔵庫などで保管することがありますが、このラベルがあれば管理しやすくなります。



(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。

詳しくは「7.1 記録の保存」（p41～42）を参照してください。

5.2 製造した製品の識別

ステップ2

準備手順

(1) 製造ロットの定義

(定義の例)

- ・【商品種類・製造日】が同一
- ・【 // 、製造時間】が同一 等

どのような条件で製造ロット
とするか決めましょう

(2) 製造ロット番号の割り当てルールの決定

(割り当てルールの例)

- ・事業者番号 + 商品コード + 製造日
- ・ // + 製造時間 等

どのような番号
を割り当てるか
決めましょう

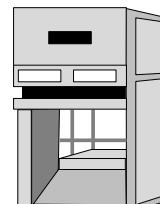
(3) 製造ロット番号の表示方法の決定

(表示方法の例)

130827TK



印字



バーコード

オートパッカー

どのように番号を
表示するか決め
ましょう

等

(4) 製造ロット番号の記録様式の決定

(記録様式の例)

既存の作業日報を活用

作業日報
...
...

新たに様式を作成

品名	規格	数量	備考
商品A	規格A	100	
商品B	規格B	200	
商品C	規格C	300	
商品D	規格D	400	

どの様式に記録するか
決めましょう

「取組手法編」の様式
… 「取組手法編」 p14
(様式②-3) 参照

(5) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

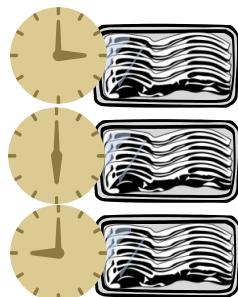
ステップ2

作業手順（例）

○製造ロット番号の作成

製品ロットに消費期限を
活用する場合の例です

例：カット・小分け・製造（調理）回ごとの消費期限を用いる。



消費期限：13.12.12 PM3:00

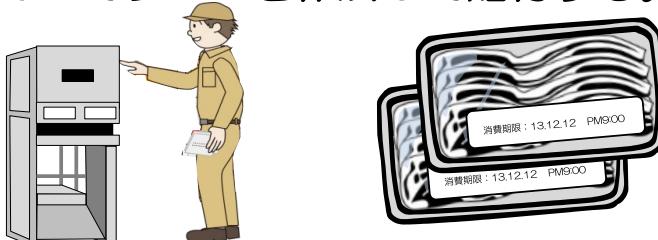
消費期限：13.12.12 PM6:00

消費期限：13.12.12 PM9:00

（事業者名・品名は別途記載）

○ロット番号を表示

例：オートパッカーでラベルを作成して貼付する。



○ロット番号を記録

例：オートパッカーで貼付したラベルをノートに貼る。

消費期限：13.12.12



○記録を保存する

【「製造した製品の識別」の解説】



カット・小分け・製造（調理）をしている場合には、ぜひ取り組みましょう。

店舗でカット・小分け・製造（調理）した製品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 製造ロットの定義

店舗でカット・小分け・製造（調理）した製品を、どのような条件で、1つの製造ロットとするか、決めます。

製造ロットの大きさは、最大でも、同一日にカット・小分け・製造（調理）した、同一商品種類の製品の範囲とします。

食品衛生上のリスクなどを考慮して、より細かい単位で製造ロットを決めて構いません（例えば、惣菜や弁当の消費期限ごと、製造時間ごとなど）。



One Point!

製造ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応、を考慮します。

- ① 食品安全のためのリスク管理をしやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのため、「同一の条件」でカット・小分け・製造（調理）された範囲を、1つの製造ロットにまとめます。
- ② 表示のルールを守るために、表示内容に対応した製造ロットを形成する必要

(2) 製造ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロット番号に対して、固有の1つの番号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号で表せるように、番号の割り当てルールを決めます。

簡単なロット番号の割り当て方として、以下のような方法があります。

- 同一製造日で1つの製造ロットとする場合：

事業者番号（※₁）+商品コード+製造日（※₂）

○○社（※₃）+商品名+製造日（※₂）

- 同一製造時間で1つの製造ロットとする場合：

事業者番号（※₁）+商品コード+製造日（※₂）+製造時間

※₁複数の店舗がある場合は、店舗番号を加えることが望ましい。

※₂簡便法として、消費期限を使うことができる。

※₃事業者や店舗の名称でもかまわない。

(3) 製造ロット番号の表示方法の決定

製造ロット番号の表示方法を決めます。手書き、製品への印字、ラベルの作成・貼付などの方法があります。

簡便法ですが、表示されている事項を製造ロット番号に代えることができます。例えば、事業者名、商品名、消費期限などが表示されている場合は、この表示を製造ロット番号とみなすことができます。

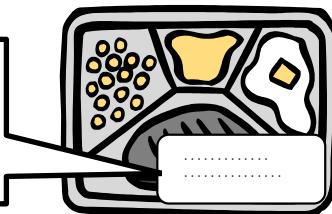
ここで扱う表示はロット番号に限っています。表示に関する法令に従って記述する必要がある商品については、当該表示義務を満たすことが必要です。

包装されずに店頭に並べられ、来店客自身、または来店客の注文に応じて店舗担当者が包装するものについては、複数のロットが混同されないように分別管理し、ロット番号を札などに表示しておきます。

基本 | 取組事例3：既存の表示を製造ロット番号とみなす例①

惣菜のパックのラベルに印字する品名、製造者、製造日、消費期限を製造ロット番号とみなします。

品名：ステーキ弁当
製造者：●○スーパー●○店
製造日：2014年3月1日
消費期限：2014年3月1日

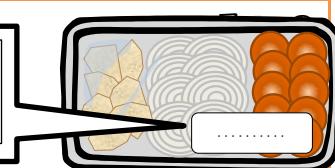


基本 | 取組事例4：既存の表示を製造ロット番号とみなす例②の表示方法

カット野菜の袋に加工年月日を印刷することで、これを製造ロット番号とみなします。

店舗名（事業者番号）が記載されていない場合は、記載しましょう。

品名：カレー用カット野菜
加工日：2014年3月1日
○×スーパー



(4) 製造ロット番号の記録様式の決定

製造ロット番号の記録様式を決めます。

記録簿（作業日報や製造記録台帳など）があれば、これに製造ロット番号を記録するように決めます。記録簿がない場合には、新たに作成します。

記録簿に記録されている事項が活かせれば、それを製造ロット番号として代用することができます。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p14（様式②-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いただいても構いません。

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは、「7.1 記録の保存」を参照してください。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」(p41~42) を参照してください。